

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表（令和5年3月改定）

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
第2章 工事 現場管理等安全管理	<p>2 - 3 安全管理</p> <p>2 - 3 - 3 道路標識などの設置</p> <p>1) 受注者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。</p> <p>工事で使用する工事名標示板については、市民にわかりやすい下水道事業の情報発信のため、工事名標示板には工事名の他に工事期限及び工事時間帯の標示とPR、サブキャッチを掲示するものとする。なお、工事名標示板の仕様は、札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」によることとする。また、柵工事等については、PR及びサブキャッチの掲示について監督と協議するものとする。</p> <p>なお、PR等は工事内容により異なることから、詳細については工事監督員と協議すること。作成に当たっては、本市が提供する原図を拡大加工し使用してもよい。</p> <p>また、市民向け工事説明資料等にもサブキャッチを記載すること。</p>	<p>2 - 3 安全管理</p> <p>2 - 3 - 3 道路標識などの設置</p> <p>1) 受注者は次に定めるところにより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。</p> <p>工事で使用する工事中看板については、札幌市土木工事共通仕様書「付表（参考資料）道路工事に伴う道路標識の設置基準等 1 - 2 道路標識、補助標識板、表示施設及び防護施設の規格」及び札幌市土木工事標準設計図集「道路工事保安施設」によることとする。</p>	<p>札幌市土木工事共通仕様書の改定に合わせ記載の修正</p>